

第百三十六回 参議院内閣委員会會議録第七号

平成八年五月十七日(金曜日)
午前十一時二十一分開会

委員の異動

五月十五日

辭任

五月十六日

辭任

久保 亘君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

政府委員

国務大臣

(防衛庁長官)

防衛庁長官官房

白井日出男君

菅野 清君

江間 清二君

補欠選任

久保 亘君

補欠選任

齋藤 勤君

宮崎 秀樹君

板垣 正君

矢野 哲朗君

吉田 久君

齋藤 勤君

海老原義彦君

狩野 安君

鈴木 栄治君

村上 正邦君

鈴木 正孝君

友部 達夫君

水野 茂門君

菅野 茂君

笠井 亮君

藤澤 弘君

事務局側

常任委員会専門員

菅野 清君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(宮崎秀樹君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に齋藤勤君を指名いたします。

○委員長(宮崎秀樹君) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。白井防衛庁長官。

○国務大臣(白井日出男君) ただいま議題となりました防衛庁設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

第一に、情報本部の新設についてでございます。

防衛庁といたしましては、冷戦後の国際情勢に的確に対応するためには、高度の情報収集・分析等を総合的に実施し得る体制等の充実が必要不可欠であると考えております。他方、現在、防衛庁

においては内部部局、各幕僚監部、統合幕僚会議等に置かれていたそれぞれの情報組織が独自の情報業務を行っていたため、防衛庁全体としての情報処理・分析能力が不十分であり、かつ各組織が小規模であることから、能力の高い情報専門家の確保も困難な状況にあります。

このため、統合幕僚会議に、防衛に関する情報の収集及び調査に係る統合幕僚会議の事務等をつかさどる組織として、新たに情報本部を設置することとし、情報本部の所掌事務及び情報本部長には自衛官をもつて充てることを定めるとともに、情報本部の内部組織については総理府令で定めることとしております。

あわせて、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊から統合幕僚会議に所要の自衛官を移しかえること等を目的として、自衛官の定数を改めることとしております。

第二に、防衛大学の所掌事務の改正についてでございます。

自衛隊の任務の多様化、国際化に対応するためには、幹部自衛官等に対し自衛隊の任務の遂行に資するための高度の研究能力等を修得させることが極めて重要であります。このため、防衛大学校に、新たに大学院修士課程に相当する総合安全保障研究科を設置し得るよう、現行の任務のほか、防衛大学校の教育訓練を修了した者その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な社会科学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行うことを新たに所掌事務として加えることとしております。

以上が防衛庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(宮崎秀樹君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十四分散会

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、共済年金の制度改革に関する請願(第一三〇二号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第一三〇五号)

一、共済年金の制度改革に関する請願(第一三〇八号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(第一三二〇号)

一、共済年金の制度改革に関する請願(第一三二二号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第一三八号)

一、共済年金の制度改革に関する請願(第一三八号)

第一三〇二号 平成八年四月三十日受理

共済年金の制度改革に関する請願

請願者 福井市和田東一ノ一、六一〇 松田公男

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第一三〇五号 平成八年四月三十日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 鳥根県出雲市今市町八一七 梅崎明

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

第三〇八号 平成八年四月三十日受理

共済年金の制度改革に関する請願

請願者 山口県下関市新地町六ノ二六 岩

本臺

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第三一〇号 平成八年四月三十日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 青森市篠田三ノ一ノ一〇 花田

ミキ

紹介議員 穂澤 弘君

この請願の趣旨は、第一〇九六号と同じである。

第三一二号 平成八年五月一日受理

共済年金の制度改革に関する請願

請願者 福井市三郎九ノ一、一〇四 内

田進

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第三一三八号 平成八年五月一日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 埼玉県川越市仙波町一ノ二二ノ七

鈴木清太郎外一名

紹介議員 関根 則之君

この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

第三三三〇号 平成八年五月二日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 福岡県糟屋郡篠栗町中二二五ノ

三 川内司外一名

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

第三三三八号 平成八年五月二日受理

共済年金の制度改革に関する請願

請願者 香川県高松市西宝町二ノ六ノ四〇

三好保

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

五月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法(昭和十九年法律第六十四号)

の一部を次のように改正する。

第八条中「十八万人」を「十七万九千四百三十

人」に、「四万六千八百八十五人」を「四万五千七百

五十二人」に、「四万七千五百五十六人」を「四

万七千二百七人」に、「二十七万三千八百一人」

を「二十七万三千七百五十一人」に改める。

第十七条第三項中「工学」の下に「並びに社会

科学」を加える。

第二十八条第三項中「所掌事務及び」を削り、

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一

項を加える。

3 事務局の所掌事務については、情報本部の所

掌に属するものを除き、政令で定める。

第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十

八条の次に次の一条を加える。

(情報本部)

第二十八条の二 統合幕僚会議に、情報本部を置

く。

2 情報本部は、次の事務をつかさどる。

一 第二十六条第一項第六号に掲げる事項に係

る統合幕僚会議の事務に関する事。

二 第二十六条第一項第一号(統合防衛計画の

作成に係る部分に限る。)に掲げる事項に係

る統合幕僚会議の事務に必要な情報に関する

こと。

三 第二十六条第一項第四号及び第五号に掲げ

る事項に係る統合幕僚会議の事務のうち情報

に関する部分に関する事。

四 自衛隊法第二十二條第三項の規定により統

合幕僚会議の議長が行う職務に関する事務の

うち情報に関する部分に関する事。

3 情報本部に、情報本部長を置き、自衛官をも

つて充てる。

4 情報本部の内部組織については、総理府令で

定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超え

ない範囲内において政令で定める日から施行す

る。ただし、第十七条第三項の改正規定は、平成

八年十月一日から施行する。